消費税法改正法附則第7条第4項による通知

　　年　　月　　日

　三重県知事　あて

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名　 　　　　　　　印

　下記の工事については、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年8月22日法律第68号。以下「消費税法改正法」という。）附則第7条第1項の規定の適用を受けますので、同条第4項の規定により通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 工事名 |  |
| 工期 | 年　月　日から　　年　月　日まで |
| 請負代金額 | 円（税込） |
| 消費税法改正法附則第7条第1項の規定の適用を受けた対価の額※ | 円（税抜） |

※　消費税法改正法附則第7条第1項の規定により適用を受ける対価の額（消費税及び地方消費税抜き）を記載してください。

なお、当該金額は消費税法施行令の一部を改正する政令（平成25年3月13日公布・政令第56号）附則第9条の規定により算出した以下の額となります。



・当該記載額の2／100について減額変更契約を締結します。

（減額する消費税及び地方消費税の額に1円未満の端数が生じたときは切り捨てることとします。）